

# なんなん通信

令和4年6月28日発行

加茂名南小学校通信 No.56

(バックナンバーは本校のホームページに掲載しております。ぜひ、ご覧ください。)

## 「学校評議員制度」から「コミュニティ・スクール」へ



校長の奥村兆男（おくむら よしお）です。

いつも「なんなん通信」をご覧くださり、ありがとうございます。第56号をお届けします。最後までお読みくださいますと幸いです。保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大と熱中症事故防止に向けて、適切にご対応いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。写真は、昼休みに、児童会・集会委員会の皆さんが、1年生と「こおり鬼」をしている様子です。3日間に分けて、1年生の学級ごとに遊びましたが、楽しそうに鬼ごっこをしていました。

さて、先日17日（金）のPTA授業参観日、第1回学校運営協議会がありました。学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と言います。これまでの「学校評議員制度」から、今年度は「学校運営協議会」へと発展いたしました。委員は、昨年度に引き続き3名の学校評議員（体協会長、元PTA会長、校区にお住まいで本校に勤務経験がある元小学校長）に加えて、現PTA会長さんをお願いしました。

「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」についてですが、平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、全ての公立学校がコミュニティ・スクール（CS）になることを目指し、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。「学校評議員制度」のキーワードは、「開かれた学校」でしたが、コミュニティ・スクール（CS）は、「地域とともにある学校」への転換です。徳島県教育委員会においても、「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」の導入を推進しており、令和4年度には240校の導入を目指しています。

学校運営協議会の主な3つの機能としては、次の3点が挙げられます。

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- **教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる**

「学校評議員制度」と特に大きく違うところは、3つ目の「教職員の任用に関する意見の申出」のところで、人事が混乱しないか不安視する学校があるようですが、意見の内容としては「教職員人事に関する一般的要望」がほとんどであります。

わたしは、学校評議員から学校運営協議会（CS）への発展が円滑な移行につながると考えています。「開かれた学校づくり」に向けて一定の役割を果たしてきた学校評議員制度ですが、校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた体制から段階的に発展し、子どもたちや地域の未来に向けて学校・家庭・地域が社会総掛かりで当事者意識をもって取り組めるよう、学校評議員を学校運営協議会委員として任命します。このことにより、委員は校長先生の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限と責任をもって「合議体」として学校運営そのものに意見を述べるできるようになります。わたしは、CS推進派です。この日も、わたしの方から、「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」、今年度の「学校教育目標」、「学校運営基本方針」等を説明し、特に、「GIGAスクール構想」と「学校で教員が不足している現状」については詳しく情報提供いたしました。その後、子どもたちの授業の様子を参観していただき、最後に意見等を伺いました。委員の皆様から、子どもたちの落ち着いた授業態度や主体的に学習に取り組む態度を誉めていただきました。

**次号は、「プール開き」についてお伝えしてまいります。**